

※：(13)、(14)は平成25年度以前の情報提供案件であるが、対応等が平成25年度に確認できたもの

(7) 研修の充実

① 地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化

i. 消費生活相談員等を対象とした研修への重点化

－年度計画内容－  
消費生活センター等の相談処理能力等を高めるため、消費生活相談員と地方公共団体の職員への研修に重点を置くとともに、地方公共団体のニーズに積極的に応じ、その充実を図る。

◎業務の概要

当センターでは、地方公共団体の消費生活相談員および職員、企業の消費者関連部門の職員等を対象に、消費生活に関わる各種研修を実施している。研修の内訳は以下のとおり。

- 〔i〕 地方公共団体の職員を対象とした研修
- 〔ii〕 地方公共団体の消費生活相談員を対象とした研修
- 〔iii〕 企業の消費者関連部門の職員を対象とした研修
- 〔iv〕 消費者団体、一般消費者等を対象とした研修
- 〔v〕 小学校、中学校、高等学校の教員等を対象とした研修

また、当センターが実施する研修事業については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において「消費者行政に携わる地方公共団体職員や消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図る」とこととされた。これを受け、消費者行政担当職員および消費生活相談員を対象とした研修を中心に実施することとした。

◎年度計画実施状況

平成25年度に開催した研修コース数は計64コースとなった。このうち、地方公共団体の職員および地方公共団体等の消費生活相談員を対象とした研修は上記〔i〕～〔ii〕の59コースであり、全体の92%を占めている。消費生活相談へ対応するための様々な分野の最新知識や手法等を内容に盛り込むことにより、研修を通じて全国の消費生活センター等で消費者行政に従事する者の活動への支援を行っている。

また、これと併せて、企業の消費者志向の向上に資することを目的とした企業職員研修、消費者団体等の活動を促進する消費者リーダー研修、消費者教育の充実を図るための教員・学生研修を実施することにより、これらの研修が消費者利益の擁護につながるものと考えている。

研修の概要は以下のとおり（開催地など詳細は別添資料19参照）。

〔i〕 消費者行政職員研修（4コース、東京で開催）

講座名	コース数	日数	趣旨および研修概要
管理職講座	1	3日間	消費者行政の推進に必要な知識および地方消費者行政の運営・管理に必要な手法の習得に資する。「国民生活センターの業務と地方消費者行政の役割」「消費生活相談に必要な法律の基礎知識」などの講義のほか、全体テーマ「地方消費者行政の役割と課題」のもと2つの討議テーマを設定しグループ別討議・全体討議を行い、受講者間の意見交換を行った。

講座名	コース数	日数	趣旨および研修概要
職員講座	3	3日間	消費者行政の推進に必要となる基礎的な実務知識の習得に資する。「国における消費者政策の動向」「国民生活センターの相談業務と相談処理の考え方」などの講義のほか、「地方消費者行政の充実のためには」をテーマにグループ別討議・全体討議を行い、受講者間の意見交換を行った。

〔ii〕消費生活相談員研修（55コース、東京および地方で開催）

講座名	コース数	日数	趣旨および研修概要
消費生活相談員基礎講座	2	5日間	消費生活相談を適切かつ迅速に解決するための基礎知識を中心に、相談処理技法の習得・向上に資する。消費生活相談に関する法律の解説を中心とした理論コース、ロールプレイング、ケーススタディを中心とした実務コースを各1回実施した。
専門・事例講座	10	2日間	消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識および相談処理技法の習得・向上に資する。コース別に以下のテーマを設定して実施した。 ①契約トラブルと被害救済（基礎） ②製品の安全性と表示 ③多重債務相談への対応 ④不動産取引等をめぐる消費者トラブル ⑤契約トラブルと被害救済 ⑥・⑦インターネット・スマートフォンに関する消費者トラブル ⑧契約トラブルと被害救済 ⑨・⑩金融・保険をめぐる消費者トラブル
消費生活相談カード作成セミナー	3	3日間	消費生活相談情報の充実と正確性を図るため、消費生活相談カード作成のルールについて講義および実習により実施した。
専門講座 地域コース	10	2日間	消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識および相談処理技法の習得・向上に資する。地方公共団体と共催し、以下の10カ所でテーマを設定して実施した。 ①愛知県・名古屋市：インターネット・電話関連の消費者トラブル ②福島県：相談対応スキル向上のために「クレイマー対策を中心に（初心者向け）」 ③北海道・札幌市：相談対応スキル向上のために「クレイマー対策を中心に」 ④新潟県：金融・保険をめぐる消費者トラブル ⑤岡山県：不動産取引等をめぐる消費者トラブル ⑥滋賀県：契約トラブルと被害救済 ⑦京都府：相談対応スキル向上のために「クレイマー対策を中心に」 ⑧大阪府：インターネット・電話関連の消費者トラブル ⑨佐賀県：インターネット・電話関連の消費者トラブル ⑩広島県：製品の安全性について
消費生活相談関連業務支援コース〔地方公共団体への講師派遣事業〕	13	1日間	都道府県・政令指定都市が主催する消費生活相談業務に関連する講座に有識者等を派遣し、消費生活相談員の学習の機会の支援を行うとともに、その充実を図る。都道府県・政令指定都市の希望に沿って13カ所に「電子商取引の基礎知識とトラブル事例」「賃貸住宅トラブルの相談に必要な基礎知識について」「これからの消費者教育のあり方と効果的な啓発について」などのテーマで講師を派遣した。
消費者教育に携わる講師養成講座 基礎コース	2	3日間	地域において消費者教育講座の講師となる消費者行政職員、消費生活相談員（未経験者、初心者）に対して、基礎的な知識や技法の習得を図るとともに、実践的な手法を学ぶ演習等を実施した。

講座名	コース数	日数	趣旨および研修概要
消費者教育に携わる講師養成講座 応用編（対象者別コース）	5	2日間	高齢者、民生委員・福祉関係者、小中高生を対象にした、消費者教育講座の講師となる消費者行政職員、消費生活相談員（講師経験を有するもの）に対して、対象者別の特徴、消費者講座を実演する際のポイント、実践例報告等を実施した。
D-ラーニングのための1日研修 東京会場コース	5	1日間	消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な基礎知識および技法の習得に資することを目的とし、D-ラーニング研修 オンデマンド配信コースで配信する講義の収録を兼ねて実施した。
D-ラーニング研修 オンデマンド配信コース	5	年度末	消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な基礎知識および技法の習得に資することを目的として、以下の5コースを、インターネット配信にて実施した ①データ通信の基礎知識-3G、LTE、Wi-Fi等無線通信を中心に- ②消費者教育推進法の施行と地方公共団体の役割-具体的な取り組みを中心に- ③過剰・不当な要求をする「相談者」への対応と法的留意点 ④オンラインゲームに関する消費者トラブル-未成年者契約を中心に- ⑤だます側の心理とだまされる側の心理

〔iii〕 企業職員研修（2コース、東京で開催）

講座名	コース数	日数	趣旨および研修概要
消費者窓口担当者コース	2	1日間	企業の消費者関連部門に所属する職員を対象に、企業消費者窓口関連業務に必要な知識の習得に資する研修を2コース東京で実施した。

〔iv〕 消費者リーダー研修（1コース、東京で開催）

講座名	コース数	日数	趣旨および研修概要
全国消費者フォーラム	1	1日間	当面する消費者問題の現状と方向および消費者活動について、学習および報告、意見交換を行う場を提供する。 消費者教育推進法の成立を受け、「消費者市民社会」の構築に向けて、メインテーマを「消費者が未来を築く-消費者市民社会の時代へ-」として分科会と全体会を実施した。

〔v〕 教員・学生研修（2コース、地方および東京で開催）

講座名	コース数	日数	趣旨および研修概要
消費者教育学生セミナー	1	2日間	消費者教育を研究している全国の大学生、大学院生を対象に消費者教育に関する研究の推進を支援するとともに、大学間の交流を通じて消費者教育の理解を深めることを目的とする。講義やワークショップを中心に、日本消費者教育学会と共催し、（公財）消費者教育支援センターの協力を得て埼玉県内で実施した。
教員を対象にした消費者教育講座	1	1日間	小・中・高等学校の消費者教育の充実を図るため、消費者教育の実践的な知識を習得する。学校での「消費者市民社会」実現に向けた消費者教育の授業実践を促すため、効果的な指導方法の工夫について特別講義、実践報告などを中心に、（公財）消費者教育支援センターの協力を得て東京で実施した。

ii. 遠隔研修の推進

－年度計画内容－

研修の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮して、地方都市においても実施するとともに、インターネット等を活用した遠隔研修を推進する。

◎業務の概要

地理的、人員・予算面から東京での集合研修に参加が困難な参加者に配慮し、

地方公共団体との共催により、地方会場にて集合研修を実施する。

また、インターネット配信を活用することにより、地元に住ながら消費生活相談等に関する知識を効率的に習得できるよう、遠隔研修（D-ラーニング研修）を実施する。

#### ◎年度計画実施状況

地方都市における開催については、都道府県・政令指定都市を対象に「専門講座地域コース」および「消費生活相談関連業務支援コース」の開催希望を募り、地域バランスを考慮して合計23コース実施した。

遠隔研修（D-ラーニング研修）については、平成24年度に試行的に都道府県・政令指定都市に限定し、かつ全国6ブロックごとに配信期間を限定し3本のコンテンツを配信した。今年度は、市町村を含む全国の消費者行政担当課・消費生活センターに対して配信を希望するか否かの意向調査を実施し、最終的に671カ所に対して5本のコンテンツを配信し、受講対象、受講期間、配信本数を拡大し、遠隔研修の推進に努めた。

また、配信5コースのアンケート回収数合計は2,894件、アンケート評価の平均は4.7であった。

### iii. 受講者等へのアンケート調査

#### －年度計画内容－

研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者および地方公共団体から5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る。

#### ◎業務の概要

当センターでは、全ての研修受講者および受講者を派遣した地方公共団体へアンケート調査を行い、その結果を効果的な研修の実施に役立てている。

#### ◎年度計画実施状況

研修受講者のアンケート評価の総平均は「4.7」であり、全ての講座で4.0以上の満足度を得た。

##### 〔i〕消費者行政職員研修(4コース)

講座名	コース数	受講者数	アンケート調査結果
管理職講座	1	78	4.7
職員講座	3	260	4.7

##### 〔ii〕消費生活相談員研修(55コース)

講座名	コース数	受講者数	アンケート調査結果
消費生活相談員基礎講座	2	145	4.9
専門・事例講座	10	2,213	4.8
消費生活相談カード作成セミナー	3	271	4.8
専門講座 地域コース	10	1,020	4.8
消費生活相談関連業務支援コース〔地方公共団体への講師派遣事業〕	13	466	4.6
消費者教育に携わる講師養成講座 基礎コース	2	197	4.9
消費者教育に携わる講師養成講座 応用編（対象者別コース）	5	374	4.8

D-ラーニングのための1日研修 東京会場 コース	5	239	4.6
D-ラーニング研修 オンデマンド配信コ ース	5	2,894 (アンケート ト回答者数)	4.7

〔iii〕 企業職員研修（2コース）

講座名	コース数	受講者数	アンケート 調査結果
消費者窓口担当者コース	2	209	4.4

〔iv〕 消費者リーダー研修（1コース）

講座名	コース数	受講者数	アンケート 調査結果
全国消費者フォーラム	1	581	4.4

〔v〕 教員・学生研修（2コース）

講座名	コース数	受講者数	アンケート 調査結果
消費者教育学生セミナー	1	57	4.7
教員を対象にした消費者教育講座	1	44	4.8

また、全国の都道府県・政令指定都市の消費者行政担当課および消費生活センター等のうち、研修への受講申込みがあった機関（125カ所）に対し、平成25年度研修の評価に関するアンケートを行った結果、122カ所から回答が寄せられた（回収率97.6%）。評価の総平均は「4.9」となった。

アンケート結果（研修で学んだ内容が業務に役立っていると思われるか？）

評価	回答項目	回答数
5	役立っている	112
4	多分役立っている	10
3	どちらともいえない	0
2	多分役立っていない	0
1	まったく役立っていない	0
	合計	122

なお、アンケートを回答した地方公共団体からは以下の意見が寄せられ、研修内容、受講環境の改善に活用した。

【消費者行政職員研修に関する意見】

- ・ 職員講座は、研修内容はもちろんであるが、他の自治体職員との情報交換もでき、有意義である。
- ・ 管理職講座では、国における消費者行政の現状や方向性の理解に大変有益であった。講師の選定も良かった。また職員講座についても、新任職員が消費者行政について体系的に理解するのに役立っている。
- ・ 事業者指導に関して法律知識を活用できる。また、今後の消費者安全に関する地域協議会や、消費者教育推進計画の中に、他都市の参考事例のノウハウを活かしていきたい。
- ・ 法律講義の時間をもう少し増やしてほしい。
- ・ 消費者行政担当部署に初めて異動してきた職員にとって、関連法令や制度を学ぶ貴重な機会であり、内容も分かりやすく、日々の業務に大いに役立つ。

っていると思う。

- ・ 参加人数に対し、会場が狭い時がある。
- ・ 消費者行政の基本的事項を知ることができ、日常の業務遂行のベースになっている。
- ・ 職員講座は2日間にしてほしい。(3日間は業務上厳しい面がある)
- ・ 消費者行政は、初めての経験であり右も左も分からない中での研修であった。講義では、基本法である民法から関係法律を丁寧に説明してもらい、大変参考になった。また、講師も実力者揃いでよく理解できた。さらに、グループ討議では、それぞれ施策や地域の事情についての報告があり、有意義な研修であった。年度初めの研修としては、勉強になった。
- ・ 国民生活センターの業務全般を理解する糸口になった。

#### 【消費生活相談員研修に関する意見】

- ・ 専門分野の知識が、より深まり、実践に役立つ。
- ・ 講師養成講座を受講すると、基礎的な力が身につく、新人相談員でも単独で講師として活躍できる。
- ・ 会場が人数に対して狭く、休み時間のトイレが非常に混むので困る。
- ・ 東京事務所ではなく、ブロック単位での研修へ移行してほしい(基金終了後、旅費が確保できなくなることが予想されるため)。
- ・ 普段の相談業務中には十分研修する時間がないので、体系づけて研修できたことと、最新の情報を得られたので、業務に大いに役立っている。
- ・ 消費生活に関する様々な知識を身につけることができるため。また、種類も多いので、自分が受けた内容を選ぶことができる。
- ・ 法、制度などじっくり勉強できる講座は貴重である。もっと回数を増やしていただきたい。
- ・ 講座で学んだ事例、ガイドライン等を相談業務に取り入れている。また、相談者へのADRの紹介も増加した。
- ・ 受講生数が多いため、講師の声が聞きづらい、画面が見づらいことがある。会場環境の整備について検討してほしい。
- ・ 以前の相模原研修施設を再度利用できるように希望する。
- ・ 日頃掘り下げることの少ない視点から、専門的で丁寧な解説をいただき、今後自信を持って取り組める。実際に相談が入っているような事例について、専門的な知識を修得でき、迅速に対応できた。
- ・ カード作成セミナーで実技があったのが良かった。

#### iv. 中小企業等を対象とした研修の実施

##### －年度計画内容－

中小企業等の消費者相談部門等に所属する職員を対象に、苦情処理に必要な一般的知識及び法令等の専門的知識、並びに最近の消費者問題等を習得するための研修を行う。

##### ◎業務の概要

消費者目線を持った企業活動への支援が必要であることから、企業の消費者関連部門に所属する者を対象として、(公社)消費者関連専門家会議の協力のもと、東京にて実施している。

消費者行政の動向、企業の社会的責任やコンプライアンスの基本概念、消費者関連部門の役割等について弁護士や学識経験者等の講義により研修を行う。

##### ◎年度計画実施状況

平成25年度においては、企業の消費者窓口担当者に対し、2コース実施した。

(テーマ)

- ・消費者市民社会と企業の役割-消費者教育の新たな展開をめざして-
- ・消費者からの声をどう生かすか-揺らぐ製品の安全性-

## ②国家公務員向け研修の実施

－年度計画内容－

消費者行政に関する国家公務員向けの研修の実施について検討を行う。

### ◎業務の概要

国民生活センターは、消費者行政に関する国家公務員向けの研修を実施することについて検討を行う。

### ◎年度計画実施状況

消費者行政に関する国家公務員向け研修の実施について、消費者庁と調整し、今年度は、消費者行政職員・消費生活相談員対象の研修に消費者庁職員を聴講生として受け入れることとした。

また、金融庁からも聴講希望が寄せられたため、聴講生を受け入れた。受け入れの実績は以下のとおり。

- ・消費者行政職員研修職員講座（第1回から第3回）に消費者庁から計18名聴講
- ・消費生活相談カード作成セミナー（第1回から第3回）に消費者庁から計13名聴講
- ・専門・事例講座（第3回、第9回、第10回）に金融庁から計25名聴講

## ③消費生活専門相談員資格認定制度

### i. 消費生活専門相談員資格の審査及び認定

－年度計画内容－

消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。

### ◎業務の概要

消費生活専門相談員資格認定制度は、国・地方公共団体等において消費生活相談業務に携わる相談員の能力・資質の向上、新たな人材の確保等を目的に設けられた資格を認定する制度である。本制度は内閣総理大臣を長とする第23回消費者保護会議（平成2年）において相談業務に関わる公的資格制度として創設され、平成3年度から試験を実施している。

本資格は、消費生活相談に応じるために一定水準以上の能力・資質を持ち合わせていることを当センターの理事長が認定した者に与えるものである。

認定にあたっては、筆記試験と論文審査（第1次試験）、面接（第2次試験）を実施し、合否判定を行っている。

### ◎年度計画実施状況

平成25年度の第1次試験は平成25年9月に全国各地で実施し、その合格者に対し11月から12月に第2次試験（面接）を実施した。

第1次試験及び第2次試験の結果を踏まえ、平成26年1月に消費生活専門相談員資格認定者として200人を認定した（都道府県別認定者は別添資料20を参照）。平成25年度においては、受験申込者数が902人で、合格率は

25.3%となった。

当センターでは、受験者の利便性の向上と資格制度の周知拡大のため、ホームページ上に受験申込書をダウンロードできるページを設けたほか、同ホームページ上に過去5年分の試験問題を掲載している。このほか、平成24年度に引き続き消費生活専門相談員資格認定試験のポスターを作成し、リーフレット、受験要項とともに各地消費生活センター等に配布した。また、別途チラシを作成し、累計認定者数の少ない都道府県内の市町村消費生活センターに配布したほか、大学、男女共同参画センター等にもチラシを配布した。

さらに、試験日程等を地方公共団体のホームページや広報紙へ掲載依頼をするとともに、資格試験の専門誌等に資格試験の記事掲載を依頼し、掲載された。更に、受験者の利便性の向上のため、地方公共団体に働きかけ、新規の試験会場を2ヶ所増やした。

なお、ここ数年の受験申込者数の推移を見ると、平成21年度に受験申込者数が急増したものの平成25年度には前年に比べ減少した。平成21年度以降、地方消費者行政活性化基金等により地方消費者行政全体の予算が増加し、地方公共団体における消費生活相談員養成講座の開催や消費生活センター等の増加に伴い相談員の需要が増加したが、平成23年度をピークに消費者行政全体の予算が減少し、相談員養成事業を実施しなかった地方公共団体がいくつか見られたことなどから需要が減少傾向にあると推測される。

年度	一般受験申込者数	現職相談員受験申込者数	受験申込者合計	現職受験申込者数が全体の受験申込者合計に占める割合
平成21年度	1,253人	310人	1,563人	19.8%
平成22年度	1,162人	418人	1,580人	26.5%
平成23年度	793人	344人	1,137人	30.3%
平成24年度	860人	298人	1,158人	25.7%
平成25年度	640人	262人	902人	29.0%

## ii. 地理的条件に配慮した試験の実施

### －年度計画内容－

各地の地理的条件に配慮した人材の供給を確保する観点から、全国15箇所以上で資格試験を実施する。

### ◎業務の概要

近年、消費生活相談業務の高度化、複雑化に伴い相談員の能力・資質の向上が課題とされているが、大都市以外の地域においては相談員の人材確保が難しい状況となっている。このような現状に対応するため、全国各地で資格認定試験を実施している。

### ◎年度計画実施状況

平成25年度の消費生活専門相談員資格認定試験の第1次試験は、各地の地理的条件に配慮しつつ人材供給を確保していくという観点から、前年度同様全国27箇所の会場で実施した。

#### 開催地の内訳

大都市（三大都市圏） 8箇所	茨城県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県
地方都市 19箇所	北海道、青森県、岩手県、宮城県、

	秋田県、山形県、新潟県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
--	--------------------------------------------------------------

### iii. 資格更新のための講座の実施

－年度計画内容－  
資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。

#### ◎業務の概要

消費生活専門相談員資格認定制度は、消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の能力・資質の向上、新たな人材の確保等のため創設された制度である。制度趣旨を踏まえ資格認定者のレベルの維持を図るため、平成20年度から資格更新時に消費生活相談業務に従事していない者に対し、資格更新講座の受講を義務づけた。なお、資格の更新は5年ごとに行う。

#### ◎年度計画実施状況

平成25年度においては、6月～7月にかけて全国で資格更新講座7講座を実施した。平成25年度における更新者659人のうち、更新講座の受講による更新者は291人となった。

更新講座の内容は、消費生活相談現場で働く上で必要な法律の改正等の最新情報を内容としている。

開催月	場所	更新者数
6月	名古屋	26人
	東京（2回）	137人
7月	仙台	19人
	札幌	17人
	大阪	70人
	福岡	22人

### ④市場化テストの実施

－年度計画内容－  
企業・消費者向けの教育・研修事業の官民競争入札の実施について、実施予定時期、契約期間等の計画について、官民競争入札監理委員会と連携しつつ策定する。

#### ◎業務の概要

「公共サービス改革基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえつつ、独立行政法人改革の動向を見ながら、官民競争入札等に関する計画を策定するため、企業・消費者向けの教育研修事業の市場化テストの準備に関し、官民競争入札監理委員会と連携しつつ検討を行う。

#### ◎年度計画実施状況

「公共サービス改革基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において

「消費者行政の体制整備のための意見交換会」における国民生活センターの在り方についての検討状況等を踏まえ、平成26年度以降の官民競争入札等の実施について、官民競争入札等に関する対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、平成25年度中に監理委員会と連携しつつ策定する」とされた。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において当センターの在り方について閣議決定されたことから、監理委員会と連携して、平成27年度から市場化テストを実施することとした。

#### (8) 商品テストの強化

製品事故による死亡や、手指の切断といった重大事故に関する危害・危険情報や食品の偽装表示問題など、消費者の安全・安心に係る問題が昨今大きく取り上げられている。また、インターネット等で販売されている製品の品質や性能に関する苦情相談も消費生活センターに多く寄せられており、当センターへのテスト依頼が増加していることから、消費者被害の未然防止・拡大防止及び消費生活センターにおける苦情相談対応等に資するべく、生活実態に即した商品テストを実施している。

##### ①生活実態に即した商品テストの実施

###### i. 商品テストの実施

—年度計画内容—

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行う。具体的には、注意喚起のための商品テストを年間10件以上実施し情報提供するとともに、地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テストについては、原則として全てに対応する。

##### ◎業務の概要

当センターではP I O-N E Tに寄せられた苦情相談等の中から、重大製品事故や表示に問題がある案件などについてテストを実施しているほか、消費生活センター等における苦情相談処理を支援するためのテストを実施し、その結果について情報提供している。

なお、商品テストの結果から、法令違反が疑われるものや、規格・基準の設定等が必要と思われるものについては、関係機関に対して政策提言や改善を要望している。

##### ◎年度計画実施状況

平成25年度は、245件のテストを実施し、このうち12件については、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者に対して商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行った。

そのうち、行政に対して、商品の必要性を消費者に広く周知・啓発することや事業者への指導についての要望を6件、業界団体・事業者に対して、商品の安全性や品質・機能、表示等の改善についての要望を10件行った。

また、各地の消費生活センターから依頼のあった商品テスト391件について内容を検討し、このうち154件は過去の同種事例や知見による技術相談等を行い、237件をテストとして受け付け、全件に対応した。

各地の消費生活センターからの依頼による商品テストは、前年度からの受け付け分を含め233件実施し、そのうち、解決が図られ製品改善が行われる等の成果があった24件について情報提供（公表）を行った。

実施した商品テストは以下のとおり（テスト概要は別添資料21を参照）。

No.	品目
1	フッ素樹脂、シリコン樹脂等を含む衣類用スプレー製品の安全性（報道発表）

2	首から下げるタイプの除菌用品の安全性（報道発表）
3	刈払機（草刈機）の使い方注意－指の切断や目に障害を負う事故も－（報道発表）
4	子ども用の花粉防御用眼鏡の安全性－衝突や転倒などによる目の周辺のけがを防ぐために－（報道発表）
5	防犯ブザーの電池切れや故障に注意！－いざという時のために家庭で点検を－（報道発表）
6	自動車用緊急脱出ハンマーのガラス破砕性能（報道発表）
7	不良灯油による石油暖房機器の故障や異常に注意（報道発表）
8	キャンドルブッシュを含む健康茶－下剤成分（センノシド）を含むため過剰摂取に注意－（報道発表）
9	スマートフォンの充電端子の焼損や本体の発熱に注意－なかにはやけどを負った事例も－（報道発表）
10	ステロイド不使用をうたった医療機関で処方された漢方クリームにステロイドが含有（報道発表）
11	海外で購入した血糖を下げるという漢方薬を服用して重篤な低血糖症（報道発表）
12	販売時の表示とは異なり、公道走行できないペダル付き電動2輪車－電動アシスト自転車と外観が類似している所以要注意－（報道発表）
13	電気炊飯ジャーで20時間保温すると異臭がする米
14	無洗米の濁度
15	舌に刺激を感じたというそば
16	ミョウバンの使用が疑われた冷凍の生食用ウニ
17	オリーブ油とは思えない味や香りがするという食用オリーブ油
18	「純粹」という表示が疑われた安価な蜂蜜
19	容器の形が異なる清涼飲料水の成分
20	電子レンジで作るポップコーンの刺激臭で子どもが目に炎症
21	下剤としての生理作用を及ぼす可能性のあるセンノシド量が含まれていた健康食品
22	グルコサミンを高濃度で配合しているという健康食品のグルコサミン量に対する疑義
23	電気ジャーボットの中に浮く白い粉
24	カセットコンロのカセットボンベ装着箇所付近から発火
25	異音がするオープンレンジ
26	温めで食材が発煙したというオープンレンジ
27	いつの間にかデモモードに変わっていたというオープンレンジ
28	電気グリル鍋の部品が本体から外れて落ち、足にけが
29	コーヒーメーカーの底部のホース取り付け部から、使用中に水が噴出
30	コーヒーメーカーの内部部品が発熱し焼損
31	電気ケトルの透明窓の剥がれ
32	卓上型食器洗い乾燥機の小物入れが溶けて箸が焦げる
33	食器乾燥機の内部部品の溶解
34	吸いづらいストロー付きの乳幼児用カップ
35	調理完了前に電子レンジが止まってしまう電子レンジ専用調理器
36	外側が熱くて持てなかったステンレス製携帯用魔法瓶
37	熱湯を入れて飲もうとしたところ、プラスチックが溶けたような味がしたスープ用のポット
38	2、3年の使用で鍋の底に米粒くらいの穴が開いた片手鍋
39	圧力鍋を持ち上げた際、補助取手が割れたため、湯がこぼれ両足にやけど
40	パッキン部分から蒸気が漏れるという圧力鍋
41	底の金属板が剥がれた圧力鍋
42	スイッチ部が破損したたこ焼き器
43	調理中に取っ手が外れたフライパン
44	調理中に取っ手が根元から破損したフライパン
45	やかんの注ぎ口に付いた筧部分が溶けて脱落
46	やかん内部の底が黒く変色
47	取っ手が根元から折れたやかん
48	やかんの注ぎ口に付いた筧部分が溶けて変形
49	長期保存ができるというポリタンク容器の衛生性
50	給水ホースの内側にカビ等微生物のかたまりが生じていたウォーターサーバー
51	ミネラル還元水素水生成器で調整した水の溶存水素濃度
52	炭酸水製造機のノズルが飛び出し、右目頭に当たり負傷
53	炭酸水製造機のボトルが破裂して右手指を負傷
54	防水性の繊維製品を脱水中に異常振動が発生し、破損した洗濯乾燥機
55	衣類が破れたという洗濯乾燥機
56	異常に泡が出て、衣類に粉が付着するという洗濯乾燥機

57	ドラム式洗濯乾燥機の糸くずフィルターに詰まったプラスチックのような破片の分析
58	全自動洗濯機のすすぎ性能
59	全自動洗濯機のプラグを差し込んでいたコンセントから発火
60	布団乾燥機を使用中に電源コードから発火
61	スタンドが溶けたスチームアイロン
62	機器に障害を与える高調波の発生が疑われた電気掃除機
63	スチームクリーナー（スタンド式）のパーツを外す際に抜けにくく親指を負傷
64	洗車中に発煙した高圧洗浄機
65	洗濯後のしみの原因と疑われた洗濯用合成洗剤
66	洗濯後のしみの原因と疑われた洗濯用着香剤
67	ガスが抜け、中身が残っているのに噴射できなくなったスプレータイプのトイレ用消臭剤
68	自動車のシフトレバーに下げた芳香剤で、シフトレバーのカバーの樹脂が軟化
69	加湿器のスイッチを入れたところ、蒸気の吹き出し口から瞬間的に発火
70	吹き出し口から熱湯が噴出したというスチーム式加湿器
71	風量が弱く感じる扇風機
72	充電式扇風機のバッテリーから液漏れ
73	ホコリなどを吸い取っているように感じられない空気清浄機
74	空気清浄機からの騒音
75	電気あんかによるやけど
76	オイルヒーターの側面が溶けて変形
77	オイルヒーターの消費電力と表面温度
78	温度制御に問題があった電気足温器
79	使用中にやけどを負った電気足温器
80	電気ストーブの電磁波
81	使用中焦げ臭くなった電気ストーブ（カーボンヒーター）
82	吹き出し口が焦げた電気温風機（セラミックファンヒーター）
83	セラミックファンヒーターのプラグの付け根から発火
84	電気こたつのヒーターカバーで女兒がやけどし、こたつ布団も焦げる
85	操作つまみが消火位置まで上がらず、消火できなかった石油ストーブ
86	使用中に意識を失い、一酸化炭素中毒が疑われた石油ファンヒーター
87	温風吹き出し口から炎が出たという石油ファンヒーター
88	学習机から刺激臭がし、壁紙が変色
89	組み立て椅子が壊れ、肋骨を損傷
90	背もたれの接合部が折れた椅子
91	脚が破損した椅子
92	食卓用回転椅子のねじの緩み
93	組み立て椅子の背もたれが外れて転倒し、腰を打撲
94	前のめりに倒れるいすの安定性
95	座ったら衣服に色移りした座椅子
96	マットに虫がわいたベッド
97	白い粉状のものが発生した敷き布団
98	シルク 100%の組成表示に問題があった掛け布団カバー、シーツ、枕カバーのセット
99	生地の手触りがごわごわして組成表示が疑われた敷きパッド
100	枕から吹き出した羽根で顔面にすり傷ができた羽根枕
101	暖かさが感じられないアルミ 4 層構造のシート
102	異臭がし、肌にも刺激を感じたのれん
103	臭いがきつく、頭痛がして息苦しくなったジョイント式マット
104	次々と暗くなってきた電球形 LED ランプ
105	表示と違いすぐ暗くなる手回しランタン
106	ユニットバスの壁に取り付けた立ち上がりを補助する吸盤タイプの手すりの外れ
107	踏み台の側面部が割れ、使用していた子どもが転倒
108	踏み台の脚が破損し落ちて打撲
109	木製の踏み台が壊れたため転倒し、肋骨を骨折
110	床が焦げたテーブルタップ
111	スイッチから火花が出たテーブルタップ
112	解錠した時に部品が外れて落下する防犯用錠前
113	水が漏れて使用できなくなった散水ホース
114	ほとんどが縦方向に裂けてしまうゴミ袋
115	ガソリンが底から漏れたガソリン携行缶

116	水道水から出る黒い異物
117	蛇口のフィルターに詰まった井戸水に混入していた異物
118	エアコンのリモコンに入っていたアルカリ乾電池（単3形）から液漏れ
119	リモコンの乾電池（単3形）から液漏れした電解液に含まれる水銀の有無
120	紳士ズボンの着用で、両足の大腿部が接触性皮炎
121	洗濯をしたら異臭がした紳士ズボン
122	フロック加工のレース生地が下の生地に貼り付き外観を損ねたワンピース
123	裏地が数回の着用で裂けてしまった婦人パンツ
124	肩パッドから黄色の粉が落ちる婦人コート
125	羽毛が吹き出した婦人用ダウンジャケット
126	ドラム式洗濯乾燥機での焦げが疑われた子ども下着のしみ
127	コインランドリーで衣類に付着した青いしみ
128	屋根のないバルコニーに干していた紳士下着が凹面鏡による収れん光で焦げる
129	洗濯で丈が伸びた紳士下着
130	かゆみの症状が現れた綿の紳士下着の組成
131	洗濯してもにおいが取れなかった子ども用パジャマ
132	新しい靴下で湿疹
133	タイツの黒色が白いカーペット等を汚染
134	婦人靴のヒールが取れて踵に受傷
135	かかとの革が地面に当たり擦れる婦人靴
136	水濡れした床で滑った運動靴
137	運動靴による皮膚炎
138	かかとの内側の突起で靴ずれのような症状を起こした運動靴
139	階段で運動靴が滑ったため娘と落下し、娘が負傷
140	婦人サンダルによる皮膚炎
141	牛革表示に問題があったかばん
142	牛革表示が疑われたかばん
143	カチューシャの先端が耳の中に入り出血
144	折りたたみ傘のプラスチック製の親骨でとげが刺さったように指が腫れる
145	アルミ製4脚杖を使用中に転倒し、打撲
146	顔や耳の裏にかぶれができたアイマスク
147	虫よけクロスのパルメトリンの含有について
148	血糖値を下げるグリベンクラミドが検出された漢方薬
149	ステロイドが含有されていた漢方クリーム
150	ステロイドが含有されていた漢方クリーム
151	ステロイドが含有されていた漢方クリーム
152	まつ毛が切れるという洗眼薬
153	使い捨てコンタクトレンズの表面に見える白い粒
154	ストーマ（人口肛門）袋の閉鎖具部分の外れ
155	化粧品のお試しセットで、洗顔用のタオルが変色
156	使用すると床が滑るヘアスプレー
157	毛髪の強度が低下したという染毛剤
158	染毛性能に不満があったヘナ配合の染毛料
159	頭皮料の栓が外れて液が流れて目に入り炎症
160	自主回収品であると疑われた化粧石けん
161	髪の毛が絡まり取れなくなったロールブラシ
162	ヘアドライヤーのコード接続部から火花が出て手首をやけど
163	内部タンクに入れた化粧水が漏れた携帯用の美顔器
164	初めて使用した脱毛器で腕の皮膚が挟み込まれ内出血
165	正常に噴射されなかった殺虫剤
166	息苦しくなったというパルメトリンを有効成分とするムカデ駆除剤
167	首にかけて使用するタイプの除菌用品が目や鼻を刺激
168	首にかけて使用するタイプの除菌用品が子どもの大腿部に接触し赤くただれる
169	線香を挟むネットが焦げて破れた携帯用蚊取り線香入れ
170	キラキラした異物が付着したという眼鏡クリーナー
171	吸収力が弱く漏れてしまう尿吸収パッド
172	転んで眼鏡の縁でまぶたの上を切った花粉防御用眼鏡
173	湯たんぼのカバーのひもがほどけて、就寝中に低温やけど
174	親指の接合部が切れた手首サポーター

175	首用冷却ベルトの保冷剤が破れ、中身で皮膚炎を発症
176	濡れたタオルに冷却スプレーを噴霧して使用したところ、襟足とひざ下がやけど状になった
177	ノートパソコンの電源コネクターの破損
178	ディスクドライブが開かなくなったノートパソコン
179	モバイルルーターが突然発火しやけど
180	タブレット端末に接続するためのコネクタが発熱して焦げる
181	タブレット端末用ケーブルの端子が破損
182	違いが感じられなかったというサイズが異なるインクカートリッジのインク消費重量
183	携帯型の充電器が発火
184	スマートフォンの充電端子の焼損
185	充電中にスマートフォンの充電端子部が焦げ、触れた指先をやけど
186	スマートフォンの外装フレームに亀裂
187	破損して電池パックも膨らんでいたスマートフォンで指にやけど
188	スマートフォンの充電端子部の破損
189	スマートフォン本体の発熱
190	高温になり、充電池が短時間で消耗して電源が入らなくなるスマートフォン
191	スマートフォンの電池カバーが溶解し、触れた手がやけど
192	スマートフォンの充電端子が焼損し畳が焦げる
193	スマートフォンの電池の消耗時間
194	携帯電話用充電器の電源コードの被覆の剥がれ
195	携帯電話用充電器の電源コードの被覆が膨張し、亀裂発生
196	携帯電話用充電器の差し込み口の破損
197	スマートフォンの充電器の接続部分が発熱し変形
198	スマートフォン用 AC アダプターのプラグの刃の折損
199	紛らわしい表示のスマートフォンのケース
200	水が浸入したスマートフォン防水ケース
201	携帯音楽プレーヤーの HOLD ボタンの耐久性
202	イヤホンが聞こえなくなった無線機
203	耳へのフィッティングやつまみの操作性が気になる集音器
204	音が出ず、液晶が表示されなくなった携帯型音楽プレーヤースピーカー
205	スノーボード用手袋の破れ
206	健康器具を使用中に転倒し両腕を骨折
207	健康器具を使用中にバランスを崩し、後ろに転倒し圧迫骨折
208	健康器具のハンドル取り付け部の溶接が外れ、バランスを崩して胸を打撲
209	玩具の電池ケースの蓋の開けやすさ
210	半球型ゴム玩具を使用中に両手の中指を強打
211	ベルトに触れた指をなめたら苦味がした玩具のベルト
212	炎が噴出したというゲーム機
213	折り曲げたら液体が飛び散った発光するプレスレット
214	飼い猫の体調不良が疑われたペットフード
215	インコのペットフードからの溶出成分
216	取っ手が外れ、犬が入っていた本体が落下した犬猫用キャリーバッグ
217	魚が死んだという水質改良剤
218	刈払機（草刈機）のハンドルの折損
219	1年で折れてしまう釣りざお
220	火が消えない簡易ガスライター
221	自動車から突然異音が生じて発煙し、オイルが吹き出し、エンジンが故障
222	走行中にハブボルトが折損し、右前輪タイヤが外れた自動車
223	急発進し塀に衝突した自動車
224	軽自動車のアームレスト取り付け部品のすき間に幼児が中指を挟み指先を大けが
225	バックしようとして、前進し壁に衝突した軽自動車
226	異音が発生して走行不能になった自動車のクラッチ
227	タイヤ交換時に自動車が下がった自動車用油圧式ジャッキ
228	カーナビゲーション用の DC アダプターの破損
229	約 1 カ月半の使用で裂けてきた自動車用ボディーカバー
230	段差を越えようとしたときに自転車の前ホークが折損して、車輪が外れ倒れて打撲
231	自転車のハンドルが急に回転したため転倒し負傷
232	自転車のサドルが外れ転倒し骨折
233	自転車のディレーラーハンガーの破損

234	折りたたみ自転車のフレームが折れ転倒し鼻骨、歯等を折る負傷
235	再度コイルばねが折れた電動アシスト自転車
236	折りたたみ電動アシスト自転車のフレームが破損し負傷
237	あご紐が損傷した子ども用の自転車用ヘルメット
238	電動車いすが歩道の段差にぶつかり、体が投げ出されて負傷
239	電動キックスケーターの後車輪タイヤの破損
240	住宅の屋根材（住宅屋根用化粧スレート）の破損
241	浴室ドアの中折れドアが外れて倒れ、首を痛める
242	洗面化粧台のシャワー混合水栓のシャワーホースのジョイント部品が破損し、床が水浸し
243	洗面化粧台のコンセント周りのプラスチック部分の破損
244	温水洗浄便座蓋のヒンジ部の破損
245	水栓取り付け用の切り替えコック取り付け部から漏水

商品テスト結果に基づいて相談処理が行われた結果、「洗車中に発煙した高圧洗浄機」の事案では、「同様の不具合の発生を防止するため、今後も機器の性能ならびに品質の向上に努める」との回答が事業者からあり、相談者には代替品が提供された。「温度制御に問題があった電気足温器」の事案では、現在は改善した商品を販売しているとの報告があり、自社ホームページ上で使用上の注意事項に関する社告を掲載するとともに、取扱説明書に表示が追記された。「洗濯してもにおいが取れなかった子ども用パジャマ」の事案では、「事業者から染料がにおいの原因と考えられるが、今後、においを低減できるように努力していきたい」との回答があった。当該商品は相談者が販売店に申し出て返品となり、購入代金が返金された。「折り曲げたら液体が飛び散った発光するブレスレット」の事案では、販売事業者から「夏場の商品なので今年の生産は終了したが、表示を含め製品の改善に反映する。」との回答が得られた。このほか、各地消費生活センターから商品代金の返金、見舞金や治療費の支払いなど相談者が救済された、製品改善がされたという報告が寄せられている。

#### ○行政への要望

- ・フッ素樹脂、シリコン樹脂等を含む衣類用スプレー製品の安全性－防水効果をうたっていない商品について－
- ・首から下げるタイプの除菌用品の安全性－皮膚への刺激性を中心に－
- ・防犯ブザーの電池切れや故障に注意！－いざという時のために家庭で点検を－
- ・自動車用緊急脱出ハンマーのガラス破砕性能
- ・キャンドルブッシュを含む健康茶－下剤成分（センノシド）を含むため過剰摂取に注意－
- ・販売時の表示とは異なり、公道走行できないペダル付き電動２輪車－電動アシスト自転車と外観が類似している所以要注意－

#### ○業界団体・事業者への要望

- ・フッ素樹脂、シリコン樹脂等を含む衣類用スプレー製品の安全性－防水効果をうたっていない商品について－
- ・首から下げるタイプの除菌用品の安全性－皮膚への刺激性を中心に－
- ・商業施設内の屋内遊戯施設における子どもの事故
- ・刈払機（草刈機）の使い方に注意－指の切断や目に障害を負う事故も－
- ・子ども用の花粉防御用眼鏡の安全性－衝突や転倒などによる目の周辺のけがを防ぐために－
- ・防犯ブザーの電池切れや故障に注意！－いざという時のために家庭で点検を－
- ・柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供
- ・自動車用緊急脱出ハンマーのガラス破砕性能
- ・不良灯油による石油暖房機器の故障や異常に注意

- ・豆乳等によるアレルギーについて－花粉症（カバノキ科花粉症）の方はご注意ください－
- ・キャンドルブッシュを含む健康茶－下剤成分（センノシド）を含むため過剰摂取に注意－
- ・スマートフォンの充電端子の焼損や本体の発熱に注意－なかにはやけどを負った事例も－
- ・販売時の表示とは異なり、公道走行できないペダル付き電動２輪車－電動アシスト自転車と外観が類似しているので要注意－

## ii. 消費者庁への協力

### －年度計画内容－

「消費者安全法の一部を改正する法律」（平成24年法律第77号）の施行を踏まえ、消費者事故等の原因究明や情報提供のため、消費者庁（消費者安全調査委員会を含む。）からの求めに応じ必要な協力を行う。

### ◎業務の概要

当センターでは、消費者事故等の原因究明を図るため、消費者庁からの求めに応じテストを実施しているほか、消費者庁が行う注意喚起等の企画立案に、当センターの有する知見・技術・経験を活用すべく、必要な協力を実施している。

また、消費生活センター等における苦情相談処理を支援するために実施したテストのうち重大事故等に該当するものは、その結果を消費者庁に速やかに情報提供している。

### ◎年度計画実施状況

消費者庁の依頼に応じて5件のテストを実施し、消費者被害の未然防止・拡大防止のために消費者庁が1件の情報提供を行った。

- ・空中スライダーで事故に遭わないために（平成25年6月17日）

なお、当センターが自らテストを実施したもののうち、重大事故等に該当するもの7件（消費生活センターが重大事故として通知したもの）、重大事故に準ずると思慮されるもの1件について、その結果を消費者庁に情報提供した。

#### （重大事故についての情報提供）

- ・湯たんぽカバー
- ・軽自動車
- ・折りたたみ自転車
- ・電気足温器
- ・浴室ドア
- ・健康器具
- ・漢方薬

#### （重大事故に準ずると思慮されるものの情報提供）

- ・椅子

消費生活上の事故情報を医療機関から収集する枠組みを構築し、必要に応じて医療機関や被害者、関係者からの聴取、事故現場、現物の現地調査などを行い、同種・類似事故の再発防止に資する取組を推進するため、平成22年11月に消費者庁と共同で13の医療機関の参画を得て医療機関ネットワーク事業を立ち上げているが、さらに平成25年度には参画機関を24の医療機関に拡大し、消費者庁と共同で運営を行った。

平成25年度に収集された基本情報は6,906件、そのうち、詳細情報を169

件収集し、うち3件については現地調査等の追跡調査を実施した。

- ・医薬品の誤飲事故（現地調査）（消費者庁）
- ・プラスチックキャップの誤飲事故（電話による聞き取り調査）
- ・乾電池の液漏れの誤飲事故（電話による聞き取り調査）

収集された情報は、事故の拡大防止等に向けた消費者への注意喚起や事業者への改善要望等に活用された。

- ・ジャンプ式の折りたたみ傘及び乳幼児用のいすの事故に気をつけて！－新たに「取扱い上の注意」の表示が義務付けられました－（消費者庁）
- ・高齢者の餅による窒息事故に気をつけて！－年末年始は餅による窒息事故が増えます。注意して餅を食べましょう－（消費者庁）
- ・商業施設内の屋内遊戯施設における子どもの事故
- ・刈払機（草刈機）の使い方注意－指の切断や目に障害を負う事故も－
- ・2012年度のPIO-NET および医療機関ネットワークにみる危害・危険情報の概要
- ・子ども用の花粉防御用眼鏡の安全性－衝突や転倒などによる目の周辺のけがを防ぐために－
- ・子ども用の花粉防御用眼鏡の安全性（再注意喚起）－衝突や転倒などによる目の周辺のけがを防ぐために－

### iii. 外部有識者による評価の実施

－年度計画内容－

商品テストの課題設定及び成果については、外部有識者による評価を実施し、その結果を業務に反映させる。

#### ◎業務の概要

テストの課題設定及び成果については、商品テスト分析・評価委員会を実施し、その結果を業務に反映させる。

#### ◎年度計画実施状況

商品ごとに「食品・化学品関連」、「家電・住生活品関連」、「車両・乗り物関連」等の分科会を設置し、各専門分野の学識経験者を委員とする商品テスト分析・評価委員会を25回開催し、商品テストデザイン、テスト結果及び危害事案について評価を受け、意見を業務に反映させた。（委員名簿については別添資料22、委員会及び分科会実施状況については別添資料23を参照）。

#### （主な助言とテスト業務等への反映）

- ・「首から下げるタイプの除菌用品の安全性－皮膚への刺激性を中心に－」のテストデザインにおいて、化学熱傷が発生し自主回収になった商品を含め、放散成分の皮膚への刺激性について情報提供する目的で実施したテストだが、吸入等の安全性や有効性の評価をも期待してしまうとの指摘を受け、皮膚刺激に関する安全性に焦点を絞った内容、表現となるよう整理した。
- ・「子ども用の花粉防御用眼鏡の安全性－衝突や転倒などによる目の周辺のけがを防ぐために－」のテストデザインにおいて、デザイン案の「縁の鋭さ」に対し、「切創だけではなく挫滅による怪我の危険も想定するべき」との意見を受け、テスト方法に反映させた。また、眼鏡の張り出しによる衝撃試験方法、条件及びその評価方法について、助言及びテスト機器のアドバイスを受け、テストに反映させた。さらに、独立行政法人産業技術総